

府内自治体PCB廃棄物等保管・所有事業者様

循環型社会推進室産業廃棄物指導課長

産業廃棄物・PCB廃棄物の適正処理等に関する説明会（市町村向け）の開催について（通知）

日頃から、本府産業廃棄物行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、産業廃棄物の適正処理につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、委託基準遵守義務（許可業者への委託、委託契約書の締結等）や産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付および報告義務等、適正管理の徹底が重要となっています。

また、PCB廃棄物については、平成28年度にPCB特措法の一部を改正する法律が施行され、高濃度PCB廃棄物の処分期間が令和3年3月末まで（特例処分期限：令和4年3月末）となることや、使用中の高濃度PCB電気機器等についても届出が必要となるなど、期限内の確実な処理達成に向け、規制が強化されました。

つきましては、大阪府内市町村の職員を対象とした標記説明会を、下記のとおり開催しますので、参加を希望される方は、下記の申込方法によりお申し込みいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 令和元年5月31日（金） 午後1時30分～午後5時15分
- 2 場 所 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）2階 咲洲ホール
（大阪市住之江区南港北1-14-16）
- 3 内 容
 - 第1部 午後1時30分～午後3時30分（受付開始 午後1時）
 - （1） 産業廃棄物の適正処理について
 - （2） 電子マニフェストのしくみと運用
 - （3） フロン排出抑制法について
 - 第2部 午後3時45分～午後5時15分（受付開始 午後3時30分）
 - （4） PCB廃棄物の処分に係る実務の概要について
 - （5） PCB使用照明器具の判別方法について
- 4 対 象 政令市・中核市を除く府城市町村の職員
（産業廃棄物を排出する業務を担当する職員、環境部局の職員など）
- 5 定 員 150名 （定員に達し次第、締め切ります。）
- 6 申込期間 令和元年5月1日（水）～5月27日（月）

- 7 申込方法 ホームページにリンクされているインターネット申込みにアクセスし、必要事項を入力の上、お申し込みください。

⇒http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/report/setumeikai_mosikomi.html
(当日返信されるメールを印刷し、受付に提出してください。)

- 8 その他

・第1部のみ、第2部のみのお出席も可能です。

● 会場案内図



■所在地

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16

■交通アクセス

- ・地下鉄中央線「コスモスクエア駅」下車、南東へ約600メートル
- ・ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前駅」下車、ATCビル直結（約100メートル）

(問合せ先)

大阪府環境農林水産部循環型社会推進室
産業廃棄物指導課 排出者指導グループ
担当：田中、三木、山口
TEL：(06)6210-9570 FAX：(06)6210-9561
Mail: TanakaE93@mbox.pref.osaka.lg.jp